平成２２年（フ）第１３７８７号
埼玉県草加市吉町２丁目６―45
債務者　小久保雄二
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　　寛
4　破産債権の届出期間　平成22年９月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３７８８号
東京都足立区伊興４丁目２―17
債務者　横山　純子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　　寛
4　破産債権の届出期間　平成22年９月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３７９２号
埼玉県越谷市大字下間久里722―８
債務者　熊谷雄一郎
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本林健一郎
4　破産債権の届出期間　平成22年９月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８１７号
埼玉県さいたま市桜区大字大久保領家426―５
債務者　星野　正明
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　九石　拓也
4　破産債権の届出期間　平成22年９月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月18日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８５１号
埼玉県三郷市早稲田６丁目１―１―106
債務者　立石　俊之
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　恭子
4　破産債権の届出期間　平成22年９月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８７７号
東京都世田谷区代田２丁目19―５―203
債務者　馬場　正信
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小嶋　章予
4　破産債権の届出期間　平成22年９月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９０７号
東京都渋谷区初台２丁目４―16―102
債務者　渡邉　光子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　君和田伸仁
4　破産債権の届出期間　平成22年９月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３４８３号
秋田県北秋田市阿仁水無字上新町東裏16―８
債務者　中嶋　一男
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　哲也
4　破産債権の届出期間　平成22年９月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１１８号
山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝3241番地の１
債務者　黒澤　里予
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１１９号
山形県米沢市西大通２丁目１番14号　コーポヒグチ22号室
債務者　小笠原和子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１２１号
山形県東置賜郡高畠町大字小其塚983番地
債務者　市川　　修
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１２２号
山形県西置賜郡小国町大字北80番地の34
債務者　石川　由美
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１２３号
山形県米沢市相生町７番65号県営相生アパート２号232号室
債務者　田村　政紀
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１２４号
山形県米沢市相生町７番65号県営相生アパート２号232号室
債務者　田村友美子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１２８号
山形県西置賜郡小国町大字若山325番地１
債務者　舟山　圭子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１２９号
山形県長井市中道２丁目８番１―103号中道南団地
債務者　手塚　賢志
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山形地方裁判所米沢支部